
監 査 委 員

28年監査公表第6号

平成26年度、平成25年度及び平成24年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年 7月15日

京都府監査委員	菅 谷	寛 志
同	渡 辺	邦 子
同	村 山	佳 也
同	井 上	元

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

未収金に関する事務の執行及び管理について
第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 延滞金等の取扱</p> <p>① 規則で定める延滞金等の利率が民法の規定を上回る高等学校等修学資金貸付返還金及び看護師等修学資金貸付返還金は、特段の事情がない限り少なくとも民法規定の水準まで利率を下げ、各制度間で統一的に運用すべきである。</p> <p>② 悪質滞納者を除く制度趣旨に応じた誠意ある債務者に対しては、特段の事情がない限り各制度間で公平に延滞金等の減免規定を有効に活用して延滞金等の減免を実施すべきである。 (報告書30～31ページ) ※公報も同一ページ(以下同じ。)</p>	<p>(医療課)</p> <p>① 看護学校の設置目的が府内の特に北部地域の看護職者の充足に貢献することであることを踏まえ、府外就業者等、政策目的に合致しない者に対しては、従来どおりの利率で返還を求めることが適正であると考ええる。 なお、本制度と同様の目的を有する医師への奨学金や理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士修学資金の延滞金等の利率も14.5%となっており、また、同制度を実施している43都道府県のうち31道府県が本府と同様の14.5%を課している。</p> <p>(高校教育課)</p> <p>① 平成28年内に、延滞金利率の民法規定の利率への引下げを予定している。</p> <p>(会計課)</p> <p>② 債権管理担当者で構成する「債権管理プロジェクトチーム」において、延滞金等の減免規定の有効活用を各制度所管課に指示するとともに、債権管理に係る実務的な研修を定期的実施することで、誠意ある債権者に対する減免措置を公平に実施する環境を整備した。</p>	<p>措置しない</p> <p>改善中</p> <p>措置済み</p>
<p>(2) 外部委託にかかる費用対効果の検証</p> <p>平成22年2月からは、福祉的な観点も踏まえつつ、専門的、第三者的な立場から困難案件の解消を図るため、弁護士委任を活用している。これまではその費用を上回る回収効果を得てきたことであるが、今後は高等学校等修学資金貸付返還金が著しく増加することが予想されるため、その効果を測る客観的基準を定め一定期間経過後に検証する必要がある。 (報告書31～32ページ)</p>	<p>(会計課)</p> <p>制度資金の性質や実態を踏まえ、弁護士委任に係る費用対効果の基準策定について関係部局とともに検討する。</p> <p>(医療課)</p> <p>制度資金の性質や実態を踏まえ、弁護士委任に係る費用対効果の基準策定について関係部局とともに検討する。</p> <p>(家庭支援課)</p> <p>制度資金の性質や実態を踏まえ、弁護士委任に係る費用対効果の基準策定について関係部局とともに検討する。</p> <p>(高校教育課)</p> <p>制度資金の性質や実態を踏まえ、弁護士委任に係る費用対効果の基準策定について関係部局とともに検討する。</p>	<p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p>
<p>2 高校生等修学支援事業</p> <p>(1) 学力要件や学校推薦(勉学意欲)等の貸付条件の設定</p> <p>高校生等修学支援事業の目的の冒頭には「勉学意欲がありながら」と記載されている。この点につき、平成17年度には各都道府県に移管された「日本育英会奨学金」では成績要件が設定されていたが、京都府においては移管時</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>平成27年度に高等学校等の関係者を集めたワーキンググループ会議を設置し、検討を行った。 平成29年度新入生については予約申請時に、在学生については継続申請時に、学校長の推薦書の提出を求めることとする。</p>	<p>改善中</p>

<p>に撤廃され所得基準のみとなった。しかしながら、他の都道府県では、約7割程度が何らかの学力要件を設けている。京都府においても、本事業の目的を担保するために、何らかの学力要件を設けるべきである。ただし、学力要件については従来の成績要件も一案ではあるが、中学校や高校における勉強意欲の有無についての学校推薦を入手することも一案と考える。 (報告書93ページ)</p>		
<p>(2) 貸付金の使途について誓約書の入手、報告義務の設定 高校生等修学支援事業は公金による貸与制度であり、その目的どおりに使用されることが必須条件である。また、生活保護世帯においては、高校就学の用に供されないのであれば収入認定され、生活保護費の減額対象となる可能性がある。この点につき、高校生等修学支援事業においては、業務の煩雑性や人員確保の点から特段の確認を行っていない。しかしながら、高校就学費以外への転用は、修学生自体の勉強や自立を阻害する要因となりかねない。そこで、貸与決定時にお使途についての誓約書の入手や、使途について定期的な報告義務を課すなどの対策実施が必要である。 (報告書93～94ページ)</p>	<p>(文教課) 私立高校においては、制度趣旨の徹底を図るため、貸与希望者向けの説明資料を作成するとともに、貸付金の使途や制度の理解状況等を貸与希望者が学校に対して報告する「進級時確認シート」を作成し、貸与希望者への配付及び回収を各学校に依頼した。</p>	改善中
<p>(3) 貸与決定時における借用証書の入手 通常は卒業時に入手すべき借用証書と返還計画書が、本人の拒絶により提出されていない案件が存在した。当初申請手続の段階において、借用証書の提出(消費貸借の予約)を求めさらに、借用証書の提出を拒否した修学生については、返済の意思が希薄であると推定されるため、借用証書を提出するまでの期間においては、奨学金の貸与を一時的に停止する等の措置を講じるべきである。 (報告書94ページ)</p>	<p>(高校教育課) 平成29年度新入生から、各年度の貸付決定時に、借用証書を提出させることとする。</p>	改善中
<p>(4) 更新時における修学生への債務額及び返済方法の認識を図る仕組の構築 借用証書と返還計画書は卒業時に提出すること以外は、貸付時以降は修学生に対して、特段の債務額および返済方法の認識を図るような働きかけは行われていない。そこで、修学金の滞納を抑制するには、毎年残額を通知する等の方法により、修学生に対して債務額および返済方法の認識を図る仕組を構築することが必要と考える。 (報告書94～95ページ)</p>	<p>(高校教育課) 今後、在学生の更新申請時に、貸与制度の趣旨、貸与金の必要額等に加え、返済すべき債務総額等について理解・確認をさせるとともに、過度な借入れを抑制するための啓発資料を配付することとする。</p>	改善中
<p>(5) 滞納整理方法の明示 滞納者だけでなく制度利用者全体に対して、貸付時点などで事前に滞納整理方法を明示することで返済意識を持たせるべきである。 (報告書95ページ)</p>	<p>(高校教育課) 平成28年1月以降に返還を開始する者に配付する「返還のしおり」、平成28年4月以降に貸与決定する者に配付する「修学生のしおり」に滞納整理方法を明示した。</p>	措置済み
<p>(6) 口座振替が利用可能な金融機関の拡大、コンビニ収納の推進</p>	<p>(高校教育課) 平成28年1月から、ゆうちょ銀行での口</p>	措置済み

<p>滞納者が滞納返還金を納付する手段は、主として口座振替の利用となっているが、口座振替は京都府下に本店がある金融機関に限定されている。よって、早期に京都府下に本店がある金融機関以外も口座振替が利用できるようにするとともに、府税の納付等でも利用実績があるコンビニエンスストアでの納付が可能になるように改善すべきである。 (報告書95ページ)</p>	<p>座振替による納付を、同年2月から、コンビニエンスストアでの納付を可能とした。</p>	
<p>(7) 滞納状況に応じた債務者分類による回収業務の効率化 滞納者に対する管理コストは、滞納期間の長期化により増加することになる。今後において、滞納による未収金の増加は明らかで、早期の滞納整理が喫緊の課題となる。確かに、滞納の原因には様々な要因があり、丁寧な対応も必要であるが、文書・電話催告に対応しない者や、そもそも借用証書を提出しない者などのように、明らかに悪質と思える滞納者については、悪質案件として分類し、早期に弁護士委任や法的措置といった対策を講じる必要がある。 (報告書95～96ページ)</p>	<p>(高校教育課) 平成27年度から、弁護士委任する対象案件を大幅に拡大した上で、平成27年12月からは、長期にわたり催告に応じない者等に対する法的措置を開始した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 貸付業務・債権回収業務の効率化 民間業者・外部専門家の積極的な活用を強力に推し進め、書類のチェック、電算入力、催告書の発行、電話催告等の職員でなくてもできる業務は完全アウトソーシング化を図るなど、効率的な組織体制を構築できるように対応を求める。 (報告書96ページ)</p>	<p>(高校教育課) 平成26年12月から、書類のチェック、電算入力、督促状等の発行についてアウトソーシング化するとともに、平成27年度から、アウトソーシングによる訪問催告を大幅に増加させ、効率的な執行体制を構築した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 看護師等修学資金貸与事業 (1) リスク要件の厳格化 一度も納入をしていない貸与者であっても、1年ごとにリスクを繰り返せば調定減額により未収金は顕在化しないことになる。 このためリスクに当たっては、慎重な対応を求められる。特に貸与者の資産状況、収入状況や資質を見誤れば計画履行が困難になるため、これらの状況を丁寧に把握する必要がある(実際には突発的な理由がないにもかかわらず、再調定早々に未納となっている案件もあり、それらは不十分な計画策定による安易なリスクが原因と言わざるを得ない)。 (報告書127ページ)</p>	<p>(医療課) 平成27年4月から、返還計画の変更に関する相談等があった場合には、新たに貸与者の収入状況・資産状況を書面により確認するとともに、本人への面談等を行うこととし、適正な返還を指導助言する仕組みを構築した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 要保存書類の不備(滞納債権に係る書類保存年限の考え方) サンプルテストの結果、要保存書類の一部で保存不備が検出された。保存不備の要因は書類の保存方法の問題と保存期限の経過による処分にある。保管方法については既に担当課で対応済みで、滞納者個人別にファイリングされている。 全ての書類について保存年限が定め</p>	<p>(医療課) 平成27年4月から、滞納者については個別ファイルを作成し、完済までは処分せずに保存することとした。 また、個人別ファイルに収納すべき書類のチェックリスト及び一覧表を作成し管理している。</p>	<p>措置済み</p>

<p>られているが、一度でも滞納事実が発生した債権については保存年限によらず完済までは処分せずに保存すべきである。 (報告書128ページ)</p>		
<p>(3) 必要書類不備による弁護士対応困難な債権 看護師等修学資金事業でも悪質かつ多額の債権に対しては弁護士督促(代理請求)を行うことを始めているが、サンプルD氏に関しては弁護士対応を依頼しようにも基礎的な資料を用意できないため困難な状況にある。 具体的には貸与に係る申請書(契約書)、返還開始時の看護師等修学資金返還計画書が見当たらず貸与者の母親が代理で署名記載した債務承認兼履行誓約書しかない。また貸与者の母親が連帯保証人に名を連ねているのかどうかについても、申請書が見当たらないため証明する手立てがない。法的関係を立証する書類の重要性を再認識する必要がある。 (報告書128～129ページ)</p>	<p>(医療課) 平成27年4月から、滞納者については個別ファイルを作成し、完済までは処分せずに保存することとした。 また、貸与申請書、返還計画書及び債務承認兼履行誓約書の管理方法の法的効力について、庁内の「未収債権管理効率化ワーキンググループ」や「債権管理事務ステップアップ研修」等で、その都度、書類の重要性を確認している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 債務承認兼履行誓約書の押印漏れ サンプルテストにおいて債務承認兼履行誓約書の本人押印が漏れたまま受理されている事例が検出された。押印漏れは当該書類の有効性に疑念が生じる事項であり、貸与者が債務承認の無効を訴える口実になる可能性がある。 書類の入手時点で担当者が気付くべきであり、担当者は緊張感をもって書類の確認をすべきである。府としては担当者への指導を徹底すべきである。 (報告書129ページ)</p>	<p>(医療課) 平成27年4月に、債務承認兼履行誓約書の本人押印が漏れたまま受理されている事例について、直ちに本人に押印させるとともに、他に押印が漏れたまま受理している案件がないかを再確認した結果、問題は見つからなかった。 また、債務承認兼履行誓約書の形式不備は書類の有効性に影響することについて、定期的に課内の学習会を行うことで問題認識を共有するとともに、複数職員による相互チェックを行うなど、チェック機能を整備した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 延滞金等の徴収 修学資金の滞納が生じた場合には年率14.5%の遅延利息が加算される。これは募集要項、修学資金のてびき、貸与申請書、弁護士による督促状など至るところに記載されているが、これまでに遅延利息の請求を行った事例はない。延滞金徴収条例第5条を適用して減免措置を講じているからである。 しかし滞納者の中には本当は困窮状態になく悪質ではないかというケースが存在する。そもそも一般的な他の職種に比べて所得が低いとは考えにくい看護職に就いていて、悪質とも言えるような滞納の場合にまで延滞金等を課していないという現状はいかかなものかと考える。実質的に延滞金等を課さないことで、結果的に安易なリスクの策定に繋がっている可能性も否定できない。 他方でこのような現状は、14.5%という非常に高い年利率が遅延利息の請求を躊躇する要因でもあると考える。そこで全体的事項で指摘したとおり遅延利息を民法規定の水準程度に変更した上で、悪質な滞納者には毅然とした態度で接していくべきであると考える。 (報告書129～130ページ)</p>	<p>(医療課) 困窮状態にない上、督促状の送付や電話での催促を行っても返済に応じない者に対しては、延滞金の請求を含めた法的措置を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>4 中小企業経営基盤強化資金貸付</p> <p>(1) 小規模企業者等設備導入資金－設備資金 未収の28貸付先31件のうち平成25年度に一部回収があったのは1件のみである。常識的に考えれば、回収が全く進んでいない未収金82,933千円(30件)は速やかに不納欠損処分すべきことは自明であるが、それが遅々として進まないのは小規模企業者等設備導入資金の仕組にも問題がある。不納欠損処分前であれば未収状態であっても回収された範囲内で国庫へ返済するだけでよいが、不納欠損処分を実行すると一気に当該債権の全額(1/2相当額)の返還義務が発生してしまう。そのため京都府は不納欠損処分することに対して慎重にならざるを得なかった。</p> <p>この問題は京都府だけでなく、全国の都道府県においても同じような状況にあり、解決に向けて平成25年11月に八都道府県金融主管課長会議名で7つの自治体と連名で返還義務免除の要望書を中小企業庁あてに提出している。京都府としては、国に対して引き続き要望書を提出すると同時に、債務者及び連帯保証人(相続人)に対する調査をした上で、要望が受け入れられ返還義務免除が確定した時点で、回収不能な未収金については、速やかに不納欠損処分すべきである。 (報告書157～158ページ)</p>	<p>(商業・経営支援課) 国に対する返還義務免除については、小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、これまでの都道府県要望に応じる形で、平成27年度から不納欠損処分等、法令及び条例に基づき適正な処理をした債権について、返還義務が免除されることとなった。</p> <p>これを受け、未収貸付先に係る債務者及び連帯保証人(相続人)に対する調査を進め、回収不能が確定した債権について、平成27年度末時点で4件(約34,511千円)の不納欠損処分を行った。</p> <p>また、他の未収貸付先に対する調査を進めており、今後、回収不能が確定した債権については速やかに不納欠損処分を行うこととしている。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 高度化資金－A方式 過年度未収金のうち、既に倒産しており交渉自体が途絶えて連絡が取れない貸付先が4件(3貸付先)ある。これら貸付金の貸付年度は、昭和31、32、40、42年となっており、貸付年度も古く実質回収不能と思われる。ただし、昭和31、32、40年の3貸付金については、小規模企業者等設備導入資金(設備資金)と同様、国への返還義務があることから、国に対する要望が受け入れられ返還義務免除が確定した場合は、速やかに不納欠損処分すべきである。また、昭和42年貸付金のように、貸付年度も古く実質回収不能と思われる先で、中小機構に対する償還金額の処理が終わっている先は、速やかに不納欠損処分すべきである。 (報告書158ページ)</p>	<p>(商業・経営支援課) 高度化資金－A方式の過年度未収債権のうち、貸付年度が昭和31年から42年までのものは、平成27年度から不納欠損処分等、法令及び条例に基づき適正な処理をした債権について、返還義務が免除されることとなった。</p> <p>これを受け、未収貸付先に係る債務者及び連帯保証人(相続人)に対する調査を進めており、今後、回収不能が確定した債権については、速やかに不納欠損処分を行うこととしている。</p>	<p>改善中</p>
<p>5 農業改良資金貸付</p> <p>(1) 貸付農家台帳の保管方法(農業改良資金制度) 滞納貸付案件の状況把握が不十分であったが、これは貸付農家台帳の異動記録と変更にかかる重要書類を毎年更新の資料綴にのみ保管し、貸付案件ごとの資料綴を作成していなかったことが主要な原因である。</p> <p>貸付案件ごとの資料綴には、現時点での最新更新情報とともに、過去の異動記録と重要書類を綴じ込んで手元保管を行い、完済時まで債務者の状況を</p>	<p>(経営支援・担い手育成課) 平成27年度から、貸付案件ごとの重要書類を同じ資料綴で保管するとともに、最新情報や返済履歴を記載した貸付台帳や詳細な経過記録書類を作成し、重要書類とともに保管した。</p>	<p>措置済み</p>

正確に把握しておく必要がある。
(報告書173ページ)

6 府営住宅使用料

(1) 市町管理代行団地の管理運営が不十分

① 滞納整理記録の記録が不十分

住宅滞納要領においては、督促や催告の状況を滞納者整理票に記録することとなっているが、市町管理代行団地ではその滞納整理記録が不十分な例が散見される。この記録が不十分であると、債権の時効中断が出来なくなるおそれがある。滞納整理記録には督促等の状況を明確に記載すべきである。

② 定期的報告の欠如と市町への過度の一任

定期報告は市町管理代行団地分を含まない形で提出されているなど不十分なものとなっている。このため、京都府の住宅課では市町管理代行団地の滞納状況については、一部悪質者の状況を課員が個別に把握している程度であり、京都府として総括的に滞納状況を把握しているとは言い難い。市町から、滞納者に対する必要な手続を行ったうえで、法的措置が妥当との報告がないため、京都府としても、訴訟等を提起しても勝訴できるための条件を満たさないため対応していないという現状自体が、滞納額が膨れ上がる原因となっていることは否めない。市町管理代行団地からは滞納家賃につき定期的な報告を要請すべきであり、市町との管理代行委託契約に委託業務の細目を明記すべきである。市町において、一定月数の滞納者に対しては法的措置に向けた手続に入り、京都府へ法的措置の上申を行うシステムを機能させるため、京都府から市町に対して指導を強化すべきである。

③ 入居時請書の紛失

市町管理代行団地において、入居時の契約に当たるとべき入居時請書を紛失している例があった。請書を紛失していると連帯保証人の保証の事実も第三者に証明できなくなるため、法的措置にかけることが難しくなってしまう。請書は最重要書類として保管しなくてはならない。

④ 入居時請書等の様式・内容相違

入居時請書が市営団地に入居する内容となっており、遵守すべき条例も当該市の管理条例となっている例が複数あった。請書を見る限り、入居者とは市営住宅として発生する法律関係によって交渉せねばならず、府営住宅として法的措置を実施できるか疑問である。請書は府営住宅としての内容で記載するべきである。

⑤ 不納欠損(時効援用)の不適用

市町管理代行団地では61ヶ月以上滞納者が32名も発生して放置されている。このようなことは公社管理代行団地では起こっていない。市町は

(住宅課)

① 平成27年4月及び8月に市町管理代行団地所管の該当市町に対し、市町担当者会議を開催するとともに、各市町に対して個別に滞納整理記録について、必要な記載事項等の再確認を行い適正に記録するよう指導した。

(住宅課)

② 市町担当者会議において、府住宅滞納要領の再確認を行い、滞納家賃の定期報告を適正に行うよう指導した。

また、悪質な滞納者等について、法的措置を視野に入れた滞納整理に備えるため、証拠書類の確保等訴訟準備に当たり市町の体制やノウハウ共有のための担当者会議を行うこととする。

(住宅課)

③ 市町担当者会議において、重要書類を含めた書類の適切な保管について指導を行った。

なお、監査時には保管場所が不明となっていた請書について、搜索の結果発見し、全ての請書を適切な場所に保管した。

(住宅課)

④ 市町担当者会議において、府の条例に定める請書等様式と相違する場合は改め、法的措置の実施に当たり混乱が生じないよう指導し、平成27年度以降は、請書の様式を改めている。

(住宅課)

⑤ 市町担当者会議において、府の条例に定める不納欠損を適用するため、滞納整理記録について必要な記載事項等の再確認を行い、適正な記録を指導するとともに

措置済み

改善中

措置済み

措置済み

改善中

<p>長期滞納の退去者について時効による不納欠損処分を申請しないため、上記の債権が延々と管理対象になっている。回収見込が極めて低く時効援用されるリスクの高い滞留債権は不納欠損処分を行って、回収可能な債権に管理人員と時間を集中させるべきである。</p>	<p>に、回収見込が極めて低い滞留債権については、不能欠損処分を進めることとする。</p>	
<p>⑥ 府営住宅としての市町管理委託の不徹底 現在、市町管理代行団地の管理については、市町営住宅と同様の方法によって管理されており、公社管理代行団地との管理水準の差が際立っている。京都府の債権管理条例や住宅滞納要領に基づいた管理が出来ないと、法的措置にも持ち込めないおそれがある。委託先の市町にも京都府の債権管理条例や住宅滞納要領に基づく管理を公社と同等水準まで徹底するよう要請するべきである。また、委託業務の実施状況に問題がないか、京都府が定期的に検査を行う仕組みも構築すべきである。</p>	<p>(住宅課) ⑥ 市町管理代行団地の管理水準を公社管理代行団地に近づけるため、市町の職員体制や管理のノウハウ等の現状を把握し、適正な管理が行えるよう、市町担当者会議等で指導を行うこととする。</p>	<p>改善中</p>
<p>⑦ 連帯保証人への不請求 一部の市町管理代行団地では連帯保証人への請求が十分に行われているとは言いがたい。住宅条例で連帯保証を求めているのであるから、滞納発生時に市町から連帯保証人への十分な請求を行うよう指導強化するべきである。家賃の長期滞納を放置すれば、連帯保証人の代位弁済も困難になる上、連帯保証人の所在が不明となるリスクも高くなる。滞納の早期時点で連帯保証人に通知し、猶予期間を経て連帯保証人に遅滞なく請求すれば、連帯保証人としても支払が可能な金額に収まる可能性がある。連帯保証人は債務を負う覚悟をもっている訳であるから、遅くとも6ヶ月滞納時程度で連帯保証人に通知を行い、12ヶ月滞納時には連帯保証人に請求すべきである。 (報告書212～214ページ)</p>	<p>(住宅課) ⑦ 市町担当者会議において、府の滞納整理事務取扱要領に基づき、連帯保証人に対する請求を行うよう指導した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 弁護士委託後の状況把握不足 公社管理代行団地においては適時に支払督促や明渡請求等の法的措置が取られているが、弁護士に収納委託を行った債権については、単に収納を委託しているだけであり、時効管理までは対象になっていないことから、京都府が管理すべきものである。入金記録や行方不明者については報告があることから、京都府側での時効管理が可能と思われるが、それ以外の者は京都府側で把握できないことから、催告の実施状況の把握が必要である。 弁護士側から催告の実施状況報告を求めるとともに、収納委託後の滞納者整理票の記載が途切れていることから、追記する仕組みを作るべきである。 (報告書214～215ページ)</p>	<p>(住宅課) 平成27年度から、委託契約内容を見直し、催告実施状況等の京都府への報告について契約書に明記するとともに、当該報告内容を京都府から公社に情報提供することで、各滞納者の整理票に記載する仕組みを構築した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>7 心身障害者扶養共済制度 (1) 加入者の未収状況に応じた取扱・方</p>	<p>(障害者支援課)</p>	

<p>針の明確化</p> <p>本制度において、加入者の加入期間・保険料免除に至る残存期間等との関係で、個々の加入者において、経済的困窮等による保険料未納が生じた場合、当該加入者の利害状況は様々に異なる。</p> <p>例えば、加入後早期に未払が生じた加入者については、早期に脱退させても、経済的な打撃が少ない可能性がある。</p> <p>したがって、原則として、加入後一定年数以内において、一定月数以上の未払が生じた場合には、強制脱退とするなどし、これを加入当初から十分に告知するなどの手法、ないし既加入者に対しては数年間の猶予期間において告知した上で適用することなどが考えられよう。</p> <p>次に、ある程度長期間加入している者については、未払が生じても、一定期間、支払を猶予しつつ、強制脱退も猶予し、併せて、最終的には年金から未払保険料を相殺することを前提に、加入を継続させる運用も、不合理とは言えないであろう。</p> <p>個々の加入者の未収発生原因に応じて、原則的な対処方針を明確にしておく必要があると考える。</p> <p>(報告書227ページ)</p>	<p>平成27年11月に「未収金事務処理マニュアル」を改正し、加入後1年以内に6箇月以上の未払又は2年以内に1年以上の未払が生じた者について、十分に告知を行った上で任意脱退を促し、応じない場合には、強制脱退させる等、加入者の加入状況に応じて早期に脱退又は支払猶与の措置をとるための基準を設けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) モラルハザード防止を前提とした、積極的な不納欠損処分の実行</p> <p>本制度の利用者の属性、また、共済としての立付けを有する本制度の給付内容等からして、保険料の未払が生じるケースについては、一般論としては、加入者においてモラルハザード的な意図が大きくなることは少ないように思われる。</p> <p>意図的に未払を生じさせて給付金のみの利得を目指すことは、加入者側にとって容易ではないからである。</p> <p>この点からしても、本制度においては、未収金について、一律の強制的な督促はなじまない。</p> <p>むしろ、未収の額と件数について、その管理コストを適切に把握した上、積極的に不納欠損処分を進められる環境を整備すべきである。</p> <p>(報告書228ページ)</p>	<p>(障害者支援課)</p> <p>平成27年11月に「未収金事務処理マニュアル」を改正し、制度脱退者については、積極的に不納欠損処分を進めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 過去の不適切な債権管理</p> <p>平成23年度より前に未納が発生し、結果不納欠損処分に至った事案(サンプルNo.1からNo.6)では、過去において適切な債権管理ができていなかったと指摘せざるを得ない。No.1については、2度、長期間にわたり、滞納整理記録の記載がなく、実質的には放置していたものと考えられるとともに、時効援用申立書については代筆されているが、より正確を期し、何らかの形で本人に直接確認を行うことが望ましかったと言える。No.2については、破産の事実を認識してから6年間経過後に不納欠損処分を行っており、より早期に不納欠損処分を行うべきであった。No.3については、約9年間未納状態を</p>	<p>(障害者支援課)</p> <p>平成27年度から、通常の督促状の発行に加えて、催告強化期間の2月及び8月には電話連絡や居宅訪問を行い、適切に債権管理を行っている。</p> <p>また、管理職への定期報告を行うことで、未納状態が放置されない仕組みを構築した。</p>	<p>措置済み</p>

放置していたと考えられ、最終的には時効援用に至っており、より早期に対処が必要であった。No. 4についても約9年間未納状態を放置していたと考えられ、最終的に所在不明により不納欠損処分を行ったが、早い段階で調査を行ってれば、転居先を把握でき、回収につながった可能性もある。No. 5については27年間、No. 6については実に30年にわたって処理を放置していたと見受けられる。

No. 7以降については概ね債権管理は適切に行われているが、過去においては、長期にわたり何らの督促・事務手続を行わず放置していたものが見受けられ、このような取扱が再発しないよう管理を行うことが必要である。
(報告書228～229ページ)

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

人材育成機関の現状と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>3 授業料等</p> <p>(2) 授業料の適正額 一定の産業の育成や特定の業務に従事する人材を養成し輩出するという目的をもって設立された農業大学校、林業大学校及び看護学校については、卒業生の進路がその目的にそぐわない場合には、府にとっては徒に教育訓練コストがかかるだけで政策目的が達成されないことになる。したがって、これらの人材育成機関については原則として相応の授業料を徴収すべきであり、政策目的に合致した場合に貸与修学資金の返還免除等の措置で優遇すべきであると考えられる。 そして適正な金額を検討する際には、立地条件や優秀な学生確保の必要性などに配慮しながら、時間数、人件費をはじめとするコストを勘案して算出していくべきである。 (報告書170ページ)</p>	<p>(看護学校) 平成27年度に設置した「京都府立看護学校あり方懇話会」において、府立看護学校はこれまでから質の高い看護師を輩出し、今後も実践的で優秀な看護師を北部地域へ定着させることが求められており、他府県の県立看護学校の授業料を鑑み、府立看護学校の授業料は同程度であり、優秀な学生の確保に寄与していると提言された。 今後とも、実践的で質の高い看護師養成という観点から、学生一人一人の状況に応じたきめ細やかな教育体制を維持するために、現在の授業料は妥当であると考えられる。 なお、卒業生はほぼ100%の割合で国家試験に合格し、85%を超える府内就業率を達成していることから、府内の看護師確保・定着という政策目的は果たしていると考えられる。</p>	<p>措置しない</p>
<p>4 人件費、訓練・教育内容と訓練・教育体制、就業支援と進路の現状と課題</p> <p>(6) 看護学校による京都府北部の新規就業者確保と離職防止の取り組み 看護学校の卒業生のうち京都府北部に就業したのは平成24年度においては18名であり、北部に新規就業する看護師の18.4%であった。これが毎年累積していくことで、北部の看護師確保に大きな貢献をしてきたと考えられる。 他方で、年間200人弱の離職者がいるため、新規に看護師を育成するだけでなく、離職をくい止めるための取り組</p>	<p>(看護学校) 平成27年度に設置した「京都府立看護学校あり方懇話会」における看護学校の機能・役割の検討を踏まえ、府北部への就業者数を増やすために、従来より府北部看護職支援センターと連携し実施している再就業者を対象とした座学研修に加え、看護学校の実習設備を利用した採血等の看護技術研修を新たに実施する等、府北部の医療機関と連携した再就業のための研修を充実させた。</p>	<p>措置済み</p>

<p>みについても、看護学校に期待したいところである。 看護学校は、卒業生のうち京都府北部への就業者数を増やすためにできること、看護学校として離職者削減のためにできることを再検討願いたい。 (報告書210ページ)</p>		
<p>5 備品管理、施設管理の状況</p> <p>(1) 備品の実地検査の手続の統一 実地検査の目的は、「備品等登録表」に記載された物品の存否を含めた管理状況を網羅的に把握し、その状況によっては、捜索、修繕、買替、廃棄等の必要な措置をとることにある。この観点で各校の実地検査を眺めると必ずしもその目的を達成しているとは言い難い。看護学校では「備品等登録表」との突合せは実施されておらず、その管理状況も全校で把握されていない。福知山高技専、農業大学校ではすべての備品についての確認がなされていない。 実地検査を実効性あるものにするためには、まず、実地検査の手続きを統一して定めるべきである。そして、少なくとも人材育成機関にあるすべての備品を対象に一斉に実施して、その結果を実施票として書面で提出集約すべきである。 (報告書227ページ)</p>	<p>(看護学校) 平成27年度に、備品管理表と現物との突合せを毎年実施することを事務要領に定め、必要に応じ、老朽化した備品、管理外の備品の廃棄処分を行い、的確に管理状況を把握するための仕組みを構築した。</p> <p>-----</p> <p>(京都高等技術専門校、陶工高等技術専門校、福知山高等技術専門校、京都障害者高等技術専門校、城陽障害者高等技術専門校) 福知山高等技術専門校においては、平成26年度から全ての備品を対象に実地検査を実施するとともに、平成27年度に「備品管理要領」を策定し、実地検査に係る備品の点検や報告方法等の手続を統一した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

情報システムに係る財務事務の執行について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

<各システムの所管課>

- 行政事務支援システム、統合財務システム、総務事務システム、新人事給与システム：情報政策課
- 人事システム：人事課 ○教職員人事システム：教職員課 ○税務支援システム：税務課
- 衛星通信系防災情報システム：防災消防企画課 ※会計課は統合財務システムの業務を一部所管

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>2 組織体制・規程等</p> <p>(1) IT推進本部について IT推進本部においては①情報セキュリティ対策の遵守状況に関する監査は行われず、基本方針等の見直しも行われておらず、②京都府の情報セキュリティの維持管理を統一的な視点で行うための基本方針等の見直しも行われておらず、③情報システム管理者による情報セキュリティ対策の遵守状況に関する検証と報告は十分に行われていない、というのが現状である。また、④情報セキュリティに関する教育・訓練及び⑤情報システムの調達に際しての協議は情報政策課が行っているものの、本来IT推進本部が実施すべき業務が情</p>	<p>(情報政策課) 平成28年1月に「京都府情報セキュリティ基本方針」及び「京都府情報セキュリティ対策基準」を全体的に見直し、情報政策統括監を最高情報セキュリティ責任者とすることを規定し、情報セキュリティ対策の遵守状況を定期的に最高情報セキュリティ責任者に報告するとともに、最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する重要事項について、京都府IT推進本部へ報告し、了承を得るものと規定した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>報政策課で完了しており、基本方針等の内容とは異なる形で業務が進められているのが現状である。したがって、情報セキュリティの根幹ともいべき基本方針、対策基準、実施手順の重要な事項の遵守が十分ではないといえる。 (報告書90～91ページ、公報49ページ)</p>		
<p>(8) 情報システムに関する責任者への報告体制について 情報システムの開発・変更、運用などについて、年度毎の計画・実行・評価を行う必要がある。その結果を政策企画部長や担当副知事に定期的に報告することで、中長期的視点から情報システムをコントロールすることができる。定期的な報告体制の整備を検討する必要がある。 (報告書95ページ、公報51ページ)</p>	<p>(情報政策課) 平成28年1月に「京都府情報セキュリティ対策基準」を見直し、情報システムの開発・更新を実施する場合、最高情報セキュリティ責任者及び最高情報統括責任者と協議し、承認を受けなければならないよう規定するとともに運用やセキュリティ遵守状況について、定期的に最高情報セキュリティ責任者に報告するよう規定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>7 外部委託事業者の管理 (2) 委託契約書への京都府監査受入の明記 京都府による監査を受け入れることを明記していない(8システム共通)。 京都府が要求する管理水準を外部委託事業者に確保させるために、状況に応じて、京都府が外部委託事業者に対して監査を行うことを契約書に明記する必要がある。 (報告書179ページ、公報95ページ)</p>	<p>(情報政策課、防災消防企画課) 平成28年度から、京都府が外部委託事業者に対して監査を行うことを委託契約書に明記した。</p>	<p>措置済み</p>